

児童名	歳
	歳

認定項目		基準項目		基準点		
				父	母	
居宅外労働	本人	月20日以上勤務	1日のうち8時間以上勤務	10	10	
			1日のうち6時間以上勤務	9	9	
			1日のうち4時間以上勤務	8	8	
		月15日以上20日未満かつ64時間以上の勤務	1日のうち8時間以上勤務	9	9	
			1日のうち6時間以上勤務	8	8	
			1日のうち4時間以上勤務	7	7	
自営業及び農業	本人	主たる従事者	月20日以上勤務	1日のうち8時間以上勤務	10	10
			1日のうち6時間以上勤務	9	9	
			1日のうち4時間以上勤務	8	8	
		月15日以上20日未満かつ64時間以上の勤務	1日のうち8時間以上勤務	9	9	
			1日のうち6時間以上勤務	8	8	
			1日のうち4時間以上勤務	7	7	
	協力者	月20日以上勤務	1日のうち8時間以上勤務	8	8	
			1日のうち6時間以上勤務	7	7	
			1日のうち4時間以上勤務	6	6	
		月15日以上20日未満かつ64時間以上の勤務	1日のうち8時間以上勤務	7	7	
			1日のうち6時間以上勤務	6	6	
			1日のうち4時間以上勤務	5	5	
内職	本人	月20日以上勤務	1日のうち8時間以上勤務	7	7	
			1日のうち6時間以上勤務	6	6	
			1日のうち4時間以上勤務	5	5	
		月15日以上20日未満かつ64時間以上の勤務	1日のうち8時間以上勤務	6	6	
			1日のうち6時間以上勤務	5	5	
			1日のうち4時間以上8時間未満勤務	4	4	
病気療養	入院中	1か月以上の入院(2ヶ月に1度証明する場合)		10	10	
		1か月未満の入院(2ヶ月に1度証明する場合)		6	6	
	通院中	週3回以上の通院(2ヶ月に1度証明する場合)		6	6	
		週3回未満の通院(2ヶ月に1度証明する場合)		4	4	
	その他	保育が困難とわかる医師の診断書あり(状態、療養の期間が記載してある場合)		8	8	
心身障害			身体障害1~2級、精神障害者手帳1~3級、療育手帳の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	10	10	
			身体障害3級の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	9	9	
			身体障害4級の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	7	7	
妊娠・出産			産前・産後6か月以内(産前2ヶ月、産後4ヶ月の者・産前1ヶ月、産後5ヶ月)	7	7	
			産前・産後6か月以内(上記外)	5	5	
育児休業		育児休業復帰 ^{※1} に伴い、保育所入所を希望する場合		居宅外労働適用		
看護・介護	同居者の看護・介護	月20日以上看護または介護	1日のうち8時間以上看護または介護	9	9	
			1日のうち6時間以上看護または介護	7	7	
			1日のうち4時間以上看護または介護	5	5	
		月15日以上20日未満かつ64時間以上の看護または介護	1日のうち8時間以上看護または介護	7	7	
			1日のうち6時間以上看護または介護	5	5	
			1日のうち4時間以上看護または介護	3	3	
就労予定		月20日以上勤務	1日のうち8時間以上勤務	9	9	
			1日のうち6時間以上勤務	8	8	
			1日のうち4時間以上勤務	7	7	
		月15日以上20日未満かつ64時間以上の勤務	1日のうち8時間以上勤務	8	8	
			1日のうち6時間以上勤務	7	7	
			1日のうち4時間以上勤務	6	6	
求職活動中		求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること		1	1	
就学中	職業訓練学校・専門学校・大学等へ在学中(1日4時間、月16日以上)		7	7		
	職業訓練学校・専門学校・大学等へ通学が内定している		5	5		
計						

●調整項目

生活保護世帯		6	
一人親家庭等	ひとり親家庭(戸籍謄本が必要)	7	
	両親なし	両親の死亡、行方不明等	10
離婚調定中	調定を証明する書類がある場合(離婚協議書など、その他離婚の意思がわかる書類でも可)		7
単身赴任	保護者のいずれかが単身赴任。(子以外の同居者がいない場合)		5
同居者	求職中		-2
	保育を必要とする書類未提出又は不備		※2
転園	他の園に転園する場合		2
兄弟姉妹入所	2人以上の兄弟児が同時に申請を出す場合		1
申込児童	集団保育が可能かつ障がい児の申込(手帳を有する児童)		適宜
	届出保育施設に当該児童を預けている場合		1
その他	同一世帯において自営業・農業のため保育施設等に入所希望の無い児童(0~2歳児)がいる。		-1
	生計中心者の失業(過去6ヶ月以内に失業(倒産、リストラ)があった場合)		6
	保育士の子ども(保護者のいずれかが保育士として市外保育所等に勤務している、または勤務予定である場合に限る。)		2
	市外在住で、市内保育所等で勤務する、又は勤務予定の保育士の子ども(広域入所申請者)		2
	在園児のきょうだい児 ^{※3}		最優先①
	小規模保育所の卒園児(※4)が連携施設または他の保育所等に通う場合		最優先②
	保育士の子ども(保護者のいずれかが保育士として市内保育所等に勤務している、または勤務予定である場合に限る。)		最優先③
	待機中のまま、在園中のきょうだい児が卒園した場合		最優先④
	児童福祉の観点から福祉事務所長が特に保育の必要性が高いと判断した場合(DV等)		適宜

最終合計	父母の指数のうち低い指数+調整項目=最終基準点	
-------------	--------------------------------	--

※1 育児休業復帰者について、前年度に申し込みのあった者のうち、9月1日入所希望者までを対象に可能な範囲で枠取りを行う。また、当該年度の途中で利用希望があり、かつ入所希望月の2か月前の10日までに申し込みをした者については可能な範囲で枠取りを行う。

※2 同居者の保育を必要とする書類の未提出および不備については、最終基準点を0.5点とする。

※3 選考時点で、既に在園しているきょうだい児がいる場合に限る。

※4 小規模保育所の卒園児には、さくら乳児保育園の卒園児を含むものとする。

※ 在園児が、次年度も引き続き入所を希望する場合及び、在園児のきょうだい児が新たに入所希望する場合は、保護者等の入所要件が求職中の場合を除き、前年度と比べ変化がないときに限り、前年度から引き続き保育要件を有するものとして、できる限り配慮するものとする。

※ 調整項目により最優先となった複数の児童の利用希望がその施設の定員を上回る場合、①~④の順で優先するものとする。

最終基準点が同点の場合の優先順位

順位	項目
市内在住者	1 保育施設の希望順位
	2 ひとり親
	3 小学校区
	4 同居の祖父母がいない世帯
	5 小学生以下が多い世帯
	6 6か月以上待機児童となっている者
	7 合計所得金額の低い者
転入予定者	8 保育施設の希望順位
	9 ひとり親
	10 家、マンション等の物件購入
	11 アパート等の賃貸、もしくはそれ以外
	12 小学校区
	13 同居の祖父母がいない世帯
	14 小学生以下が多い世帯
	15 合計所得金額の低い者